

①同行訪問

No.	分類	Q	A	
1	対象	現在、認定申請中で認定の有無や認定のレベルが現時点では不明だが利用できる？	65歳以上で、申込の時点で要介護1～5でなければ利用できます。	
2	対象	第二号被保険者(40歳以上65歳未満)でも同行訪問を使える？	介護保険法上、当事業については、第二号被保険者は利用することができません。	
3	時間	実施時間が2時間になっても良い？	同行訪問は1時間以内(30分以上は実施)に収めてください。	
4	時間	休日や時間外などで依頼しても良い？	原則、マニュアル記載の活動日時(月～金※祝日等除く、9～17時)の範囲に収まるように依頼してください。	
5	回数	同じ利用者に対して何回利用して良い？	具体的な上限は定めませんが、1案件につき1回という原則に照らし、回数は必要最小限にしてください。複数回の支援が必要な場合は、ハッピーチャレンジプログラム(通所C)や食楽訪問(訪問C)の利用も検討してください。	
6	その他	地域リハの同行訪問とハッピーチャレンジプログラム(通所C)のサービス担当者会議を同時に行っても良い？ ※食ナビの同行訪問と食楽訪問(訪問C)のサ担も同様	同行訪問とサービス担当者会議は同日に行っても構いませんが、あくまでも別事業(会の趣旨も別)になるため、時間帯を分けて実施してください。なお、同日で行う場合は、同行訪問とハチプロ(or食楽訪問)とで、同一の専門職を調整する必要があるため、地域リハ(or食ナビ訪問)の申し込みの際に、同日で行いたい旨をコネク(orkアステ)に伝えてください。 ※同行訪問の結果を受けて(別日で)、ハチプロ(or食楽訪問)を利用する場合は、ハチプロ(or食楽訪問)のマニュアルの通り、ハチプロ(or食楽訪問)実施事業所一覧に掲載している事業所に直接電話で申込をしてください。	
7	その他	地域リハと食ナビの専門職に、同時に同行訪問してもらうことはできる？	訪問する専門職が多くなることにより、調整が困難になったり、主となる課題に対してのアセスメントに十分に時間を割けなくなったり、利用者としても情報過多になり混乱する可能性があるため、基本的には、訪問する専門職は代表して1人とし、支援を行った結果、他の職種の支援も必要な場合は、再度調整し、別日で行くこととなります。 ただし、利用者の状態から複数の職種が同時にアセスメント・助言をする必要性があり、利用者としても訪問者が複数になっても問題ない場合は、同時に訪問することも可とします。その場合の所要時間は1時間以内に収めるように努めてください。	
8	その他	食ナビの複数の専門職(管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士)に、同時に同行訪問してもらうことはできる？ ※地域リハも同様	同上。	
9	支援内容	疾患や障がいなどに対する状態確認や助言はしてもらえる？	本事業は、医療サービスではない(医師の指示に基づく事業でない)ため、病気等に対する治療や医療的判断はできません。ただ、介護予防・自立支援を前提として、専門的知見から健康状態も含めて課題評価を行い、医療受診を含めた適切な支援内容やセルフケアに関する助言をすることは可能です。	R6.7 追加
10	その他	家族が利用を希望しているが、本人は前向きでない場合、利用しても良い？	利用するかどうかは、利用者と担当ケアマネの判断になります。トラブルを防ぐため、利用する場合は、本人に対して事業説明をし、必ず同意を得てください。	R6.7 追加
11	その他	委託のケアマネも同行訪問を利用できる？	利用できます。ただし、包括から委託先のケアマネに対し、マニュアルや依頼書などの共有や事業内容・使い方等の説明をお願いいたします。	R6.7 追加
12	支援内容	同居する家族(本人以外)の意見や行動が課題の要因となっているケースにおいて、その家族にも助言してもらうことはできる？	あくまでも支援の対象は利用者本人となるため、家族への助言に関しては確約できません。ただ、参加者の意向に応じて家族の方にも同席していただくことは問題ないため、支援の中で家族の係わり方についても触れられる状況であれば助言ができる可能性はあります。	R6.7 追加
13	支援内容	支援の中で、部屋の様子や台所、冷蔵庫の中身などを見ることはある？	状況把握・評価のために必要な場合は、ご本人の同意を得た上で確認をすることがあります。	R6.7 追加

②会議・協議体への参加

No.	分類	Q	A
1	対象	対象となる地域ケア会議は？	高齢者の自立支援を目的とした地域ケア会議(自立支援型地域ケア会議)が対象となります。
2	時間	実施時間が2時間になっても良い？	基本は1案件につき1時間程度となるため、極力、時間内に収まるように企画してください。ただ、複数のケースを検討するなど、1時間を超えて実施する必要がある場合は、2時間を上限として実施することができます。
3	時間	休日や時間外などで依頼しても良い？	原則、マニュアル記載の活動日時(月～金※祝日等除く、9～17時)の範囲に収まるように依頼してください。
4	人数	1案件で依頼できる専門職の人数の上限は？	案件の内容によりますが、対応できる専門職に限りがあり、また、専門職への報酬に関して予算的な制約もあることから、人数は必要最小限にさせていただき、お願いします。また、複数人依頼する場合は、時間帯等で担当者を分けるなど、活動時間についても必要最小限にさせていただき、お願いします。
5	打合せ	事前打合せについて、専門職に参加してもらうことはできる？	人力的、予算的な制約から専門職は、事前打合せには参加できません(報酬対象外)。打合せ(企画)の段階で、専門職の視点から助言が欲しい場合は、「住民主体の活動への支援の実施」のNo.3に記載のとおりご相談ください。相談し、内容(実施内容、必要な専門職の人数、職種、役割、時間、使用機材等)を検討した結果、専門職の協力が必要な場合は、地域リハや食ナビをご活用ください。専門職に対して依頼内容を伝える方法は、基本的にメールや電話としてください。
6	依頼方法	自立支援型地域ケア会議について、1年分開催日程が決まっている場合、毎月依頼書を提出した方がよいか、それとも一年分まとめて依頼してよいか？	年間申込で構いませんが、依頼方法はコネクト(orケアステ)と調整してください。
7	その他	第2層SCが開催する協議体に関しては、全ての流れ(課題把握、対策検討、対策実施、評価等)で専門職に係ってもらうことはできる？	基本的には第1層生活支援コーディネーターへご相談いただき、検討の結果、専門職の協力が必要ということになれば、対策実施日のみに限り専門職も参加可となります。

③住民主体の活動への支援の実施

No.	分類	Q	A
1	対象	包括主催のイベントの場合は、利用できる？	あくまでも住民主体の団体が主体となるイベントが対象なので、包括主催のイベントの場合は利用できません。
2	対象	対象となる住民団体は？	住民が運営する任意団体(サロン、サークル、クラブ等)とNPO法人が対象となります。※NPO法人以外の法人(一般社団法人含む)は対象外
3	対象	対象となる住民主体のイベントはどのようなもの？	<p>地域リハや食ナビ訪問の対象となるイベントは、介護予防・フレイル予防の目的に沿った講座・教室や相談会などとなります。こういったイベントにするかを相談したい場合(地域リハや食ナビ訪問の適用となるかの確認含む)は、運動・暮らし(活動等)に関するものであればコネクト八王子へ、食べること(栄養・口腔ケア等)に関するものであれば永生会 認定栄養ケア・ステーションへご相談ください。</p> <p>【コネクト八王子】 mail:connect.hachioji@gmail.com Tel:042-686-3890 ※火 10時～16時 のみ</p> <p>【永生会 認定栄養ケア・ステーション】 mail:eiyou-cs@eisei.or.jp Tel:042-661-4141 ※月～金 9時～17時</p>
4	対象	イベントの参加者には、要介護の人が含まれていても問題ない？	問題ありません。ただし、あくまでも介護予防・フレイル予防の視点でのイベントとなるため、要介護者が主となるようなイベントや医療的な内容のイベントは、内容のミスマッチが起こる可能性が高いため、地域リハ・食ナビ訪問を利用するかどうかも含めて再検討してください。
5	時間	実施時間が2時間になっても良い？	基本は1案件につき1時間程度となるため、極力、時間内に収まるように企画してください。ただ、1つのイベントにおいて、講座、個別相談、アンケート、質疑応答などを組み合わせるなど、1時間を超えて実施する必要がある場合は、2時間を上限として実施することができます。
6	時間	休日や時間外などで依頼しても良い？	原則、マニュアル記載の活動日時(月～金※祝日等除く、9～17時)の範囲に収まるように依頼してください。
7	人数	1案件で依頼できる専門職の人数の上限は？	案件の内容によりますが、対応できる専門職に限りがあり、また、専門職への報酬に関して予算的な制約もあることから、人数は必要最小限にさせていただき、お願いします。また、複数人依頼する場合は、時間帯等で担当者を分けるなど、活動時間についても必要最小限にさせていただき、お願いします。
8	打合せ	事前打合せについて、専門職に参加してもらうことはできる？	人力的、予算的な制約から専門職は、事前打合せには参加できません(報酬対象外)。打合せ(企画)の段階で、専門職の視点から助言が欲しい場合は、No.3に記載のとおりご相談ください。相談し、内容(実施内容、必要な専門職の人数、職種、役割、時間、使用機材等)を検討した結果、専門職の協力が必要な場合は、地域リハや食ナビをご活用ください。専門職に対して依頼内容を伝える方法は、基本的にメールや電話としてください。
9	依頼期限	依頼はいつまでに出せばよい？	「住民主体の活動への支援」については、支援内容の検討、資料準備等が必要となるため、実施日の2か月前頃までに依頼をしてください。もし2か月以内の依頼を行いたい場合は、実施できるかどうか判断しますので、コネクト(orケアステ)へご相談下さい。

R6.8変更